

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 4 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700225号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800001号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を20万円、同年12月16日の標準賞与額を25万円、平成17年7月14日の標準賞与額を30万円、同年12月20日の標準賞与額を20万円、平成18年12月15日の標準賞与額を40万円、平成19年7月20日の標準賞与額を30万円、同年12月19日の標準賞与額を25万円、平成20年7月31日の標準賞与額を25万円、同年12月26日の標準賞与額を20万円、平成21年12月15日の標準賞与額を30万円、平成22年12月22日の標準賞与額を20万円、平成23年12月20日の標準賞与額を10万円、平成24年6月14日及び同年12月14日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日、同年12月16日、平成17年7月14日、同年12月20日、平成18年12月15日、平成19年7月20日、同年12月19日、平成20年7月31日、同年12月26日、平成21年12月15日、平成22年12月22日、平成23年12月20日、平成24年6月14日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月16日、同年12月16日、平成17年7月14日、同年12月20日、平成18年12月15日、平成19年7月20日、同年12月19日、平成20年7月31日、同年12月26日、平成21年12月15日、平成22年12月22日、平成23年12月20日、平成24年6月14日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年7月14日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年12月15日

- ⑥ 平成 19 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 19 日
- ⑧ 平成 20 年 7 月 31 日
- ⑨ 平成 20 年 12 月 26 日
- ⑩ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑪ 平成 22 年 12 月 22 日
- ⑫ 平成 23 年 12 月 20 日
- ⑬ 平成 24 年 6 月 14 日
- ⑭ 平成 24 年 12 月 14 日
- ⑮ 平成 25 年 5 月
- ⑯ 平成 26 年 5 月
- ⑰ 平成 27 年 6 月

私は、請求期間①から⑰までについて、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、③、④、⑥、⑦、⑪及び⑫について、請求者から提出された賞与の支給年月日・支給額・手取額が記載された手帳（写）及び給与所得の源泉徴収票並びに同僚及び事業主の回答により、請求者は、当該期間にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、③、④、⑥、⑦、⑪及び⑫に係る標準賞与額については、上記手帳（写）により確認できる賞与支給額並びに上記給与所得の源泉徴収票及び同僚の賞与に係る給与支給明細書（平成 24 年以降は、支給明細書。以下「賞与明細書」という。）により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は 20 万円、請求期間②は 25 万円、請求期間③は 30 万円、請求期間④は 20 万円、請求期間⑥は 30 万円、請求期間⑦は 25 万円、請求期間⑪は 20 万円、請求期間⑫は 10 万円とすることが妥当である。

請求期間⑤、⑧、⑨、⑩、⑬及び⑭について、請求者から提出された賞与明細書並びに同僚及び事業主の回答により、請求者は、当該期間にA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤、⑧、⑨、⑩、⑬及び⑭に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間⑤は 40 万円、請求期間⑧は 25 万円、請求期間⑨は 20 万円、請求期間⑩は 30 万円、請求期間⑬及び⑭は 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 7 月 16 日、同年 12 月 16 日、平成 17 年 7 月 14 日、同年 12 月 20 日、平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 7 月 20 日、同年 12 月 19 日、平成 20 年 7 月 31 日、同年 12 月 26 日、平成 21 年 12 月 15 日、平成 22 年 12 月 22 日、平成 23 年 12 月 20 日、

平成 24 年 6 月 14 日及び同年 12 月 14 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出し
ておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、
請求者の平成 16 年 7 月 16 日、同年 12 月 16 日、平成 17 年 7 月 14 日、同年 12 月 20 日、
平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 7 月 20 日、同年 12 月 19 日、平成 20 年 7 月 31 日、同年
12 月 26 日、平成 21 年 12 月 15 日、平成 22 年 12 月 22 日、平成 23 年 12 月 20 日、平成 24
年 6 月 14 日及び同年 12 月 14 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主
は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑮、⑯及び⑰については、請求者は当該請求期間の賞与明細書により賞与が支
払われていたと主張している。

しかしながら、事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳によると、請求者から提出
された賞与明細書の月に賞与が支払われておらず、同明細書に記載された月の翌々月に請
求者から提出された賞与明細書と同一内容（賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額）の
賞与が支給されていることが確認できるところ、事業主は、賞与明細書の支給月は記載誤
りだと思ふ旨陳述しており、当該請求期間の翌々月の賞与として健康保険厚生年金保険被
保険者賞与支払届を平成 27 年 12 月 2 日に年金事務所に届出していることから、請求者は、
A 社から請求期間⑮は平成 25 年 7 月 1 日、請求期間⑯は平成 26 年 7 月 1 日及び請求期間
⑰は平成 27 年 8 月 3 日にそれぞれ 5 万円、7 万円及び 15 万円の賞与を支給され、事業主
から当該賞与に係る届出が行われ、既に記録されていることが確認できる。

したがって、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。